

目黒区人権に関する意識調査 報 告 書

平成 3 1 年 3 月

目 黒 区

はじめに

目黒区では、基本構想に「人権と平和の尊重」を基本理念の一つとして掲げ、すべての人が人間として平等に大事にされる社会の実現を目指しています。

そのために、区は、部落差別（同和）問題や、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等の人権問題の解決に向け、広く人権施策を推進するとともに、人権尊重についての区民相互の理解を深めるため、さまざまな機会や手段を通じて啓発に取り組んでまいりました。

この間、平成28年には、差別解消を目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）という三つの法律が相次いで施行されるなど、人権を守るための法整備は進みつつあります。

しかし、一方では、子どもの虐待、ドメスティック・バイオレンス、学校におけるいじめ問題など、依然として多くの人権侵害が起きており、法務省の人権擁護機関が平成29年中に新規に取り扱った人権侵犯事件数は19,533件にのぼっています。

そうした中で、このたび、平成18年度、25年度に続いて三回目となる「人権に関する意識調査」を実施しました。この調査は、区民の皆様の人権に関する意識や差別についての考え方を把握し、今後の人権施策を効果的に推進していくための基礎資料とすることを目的として実施したものです。

今後、この調査結果を参考としながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、更なる取組を進めてまいります。区民の皆様や関係団体のかたがたにも、人権問題の現状や課題について考えていただくための資料として御活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、本調査の実施にあたり、ご協力をいただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成31年3月

目黒区長 青木 英二

* 目 次 *

第1章 調査の概要	1
1 調査の目的	3
2 調査の方法	3
3 調査内容	3
4 回収結果	3
5 設問項目	4
6 調査結果の見方	5
7 他調査との比較について	5
8 標本誤差	6
第2章 調査結果の概要	7
1 回答者の属性	9
2 調査結果の傾向	11
第3章 調査結果	21
1 人権問題全般について	23
問1 人権への意識	23
問2 周囲の人とともに、差別的な行動や発言をした経験	26
問3 不当な扱いや劣等感等から、差別的な行動や発言をした経験	29
問4 自分や家族の「人権」が侵害されたと感じたこと	32
問4-1 最もひどい人権侵害のケース	38
問4-2 最もひどい人権侵害への対応	40
問5 現在の社会に存在する人権侵害	43
問6 差別解消に関する法律の認知状況	62
2 男女平等に関する意識について	64
問7 「性別役割分担」の意識	64
問8 女性が職業をもつことについての意識	67
問9 男女平等の認識	71
問10 セクシュアル・ハラスメントを受けた経験	82
問10-1 セクシュアル・ハラスメントを受けた場所	85
問11 女性の人権が守られていないと思うこと	88
問12 女性の人権を守るために実施すべきこと	90

問 38 HIV 感染者・AIDS 患者の人権を守るために、行政が実施すべきこと	179
9 インターネットに関する人権上の問題点について	182
問 39 インターネットで人権上問題があると思うこと	182
問 40 インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこと	186
10 性的マイノリティに関する人権について	190
問 41 性的マイノリティを理由とする人権問題で特にひどいと思うこと	190
問 42 性的マイノリティの人権を守るために実施すべきこと	193
11 人権尊重社会の実現について	196
問 43 10 年前に比べた区民の人権意識の状況	196
問 44 人権を尊重する社会を実現するために必要な取組	198
第 4 章 調査結果をふまえて	201
資料編	209